

## 報告事項 3

# 公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 令和 5 年度事業計画書

(令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 0 日)

### 1. 基本方針

私たち公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下当協会という）は、社員である土地家屋調査士の専門的な能力を結集し、官公署等による不動産の表示に関する登記や調査・測量を適正かつ迅速に処理することにより、不動産に関する権利の明確化や取引の円滑化に寄与する活動をしています。

ここ数年は新型コロナウイルスによる社会活動の低迷が続いていましたが、登記行政においては所有者不明土地問題に対応するために、土地基本法、民法、不動産登記法等の一部改正及び相続土地国庫帰属法の施行が行われ、活発な変動が起こっています。これらには官公署の皆様と共に対応していきます。また、自然災害も頻繁に発生しており、その対策として狭あい道路の解消といった防災支援にも対応していきます。

### 2. 公益目的事業

土地家屋調査士法第 6 3 条に基づき設立した当協会の目的である「不動産に関する国民の権利の明確化」を推進するため、次の活動を実施します。

#### イ. 公共嘱託登記に係る受託業務

不動産取引の円滑化のために、各官公署等から大量かつ広範囲に発注される嘱託登記業務を、協会社員の能力と組織力を活かして適正かつ迅速に処理を行う。

#### ロ. 地図整備の促進に係る受託業務

土地の現状がどのような区画でどのような状態になっているのかを把握するためには正確な地図が必要となるが、県内の市街地においては登記所備付地図が整備されていない地域がまだある。こういった地域では明治時代からの図面に加除を繰り返しているため現地との整合性が著しく低く、それゆえ不動産取引や公共事業を行う際に多くの時間と費用が必要となっている。この問題を解消するため、官公署等からの依頼を受けて地図整備事業を行い、土地の境界を明らかにすることによって公共の利益に貢献をする。

本年度については、登記所備付地図作成作業として八戸市吹上・類家地区において地図作成業務を行う。

#### ハ. 登記基準点設置事業

土地の表示に関する登記測量の基準となる基準点を 1 点以上設置し、成果を公開することにより利用できるようにする。

## ニ. 基準点点検測量事業

登記所備付地図作成作業で当協会が過去に設置した基準点について、2点以上の点検測量を実施し公開する。これによって基準点の状況を調査するとともに、地図の精度を確認する。

## ホ. 官公署未登記建物の建物表題嘱託登記事業

官公署の所有する県内の未登記建物について、協議のうえ当協会が自主的に1棟以上の建物表題登記を行い、建物の権利の明確化に寄与する。

## ヘ. 土地境界や公共嘱託登記に関する知識の普及活動

土地境界や登記に関する知識や関係法令について研修会を行う。対象は協会社員・官公署職員・関連業種資格者及び一般の人々とし、参加者100名程度の規模で1回以上開催する。

## ト. 登記の現状に関する情報提供

公共嘱託登記事業をとおして近隣の地図と現地の整合性を確認し、問題がある場合は官公署に報告を行う。

## 3. その他

イ. G空間情報センターで公開された登記所備付地図XMLデータの活用を検討する。

ロ. インボイス制度に対応した財務処理を行う。

ハ. 複数の社員が関わる受託業務においては、作業状況の共有を行い、安全意識の向上を図る。